

本事業に取り組むエリア(自治体名)	沖縄県糸満市	
本事業の実施主体	医療法人以和貴会および社会福祉法人以和貴会	
本事業に参画する団体名	医療法人以和貴会および社会福祉法人以和貴会	
地域の状況	①人口	62,173人
	②地域の特徴	糸満市は沖縄本島の南部に位置し、沖縄戦当時の激戦地として知られる。沖縄戦後、一家全滅等の悲劇により人口が減少した近隣の自治体(糸満・兼城・高嶺・三和)が統合され、糸満市となった。そのため、旧自治体の中心地であった集落が市内に散在している。また、旧糸満のように漁業(海人:ウミンチュ)を中心とした地区と、農業を中心とした地区および埋立地を中心とした新規移住者や観光、工業を中心とした地区に分かれる等地域により在宅医療・介護の課題が異なるという困難さがある。
	③災害等の歴史	沖縄県では例年台風が襲来する。糸満市では、道路や住宅の冠水、停電および建築物や農作物の被害が毎年経験される。その際、在宅療養者のうち在宅酸素や人工呼吸器等の電源を療養上必要とする患者は、『災害避難入院』を余儀なくされ、またリスクを受け入れ在宅療養を継続している。 大規模災害としては、1960年5月24日のチリ沖地震津波が記憶されている。人的被害の記録こそ無いものの、建物等については高齢者は記憶されており、地震や津波の被害が少ないとされる沖縄県にとっては鮮烈な災害として記憶されている。
	④在宅医療ケア資源と病院等との連携	糸満市内の内科系総合病院は当院のみである。在宅医療の資源としての訪問診療提供医療機関は存在するものの、地域のニーズを満たすには不十分であった。 当院では創立者である医療法人以和貴会会長によりかかりつけ患者を中心とした訪問診療が提供されていたが、往診は標榜時間内を中心とした対応であった。 2021年12月より、在宅医療専門医が赴任し悪性腫瘍終末期や臓器不全等による終末期の患者の在宅医療の受け入れ、新型コロナウイルス感染症患者の在宅医療の対応を開始している。 当法人及び関連法人において訪問看護ステーション、住宅型有料老人ホーム、障害者支援施設、地域包括支援センターが糸満市内にあり、法人内の連携がすなわち市内の医療・介護の連携となるような素地がある。
	⑤その他特記事項	今回の事業の応募にあたり、所属自治体との連携が重要であると思われ、糸満市の介護保険サービス担当課職員および副支部長と調整を行った。しかし、自治体職員の参加は困難との返答であった。その返答を受け、当法人として法人内連携を主眼としたBCPを構築し、糸満市の担当職員に声掛けを行い参加につなげ、地域BCPとして展開していきたいと考えている。
地域の課題	①これまでの被災経験・コロナ対応で特筆すべきこと	これまで大規模災害を経験しておらず、各事業所単位での対応に留まっていた。 コロナ対応においては、糸満市内で病床を持ちながら在宅医療を提供している医療機関として、地域内の在宅療養している高齢者のコロナ陽性者、高齢者施設等の療養者がコロナ陽性となった場合の往診対応を行ってきた。市内にコロナ対応を行っている在宅医療提供医療機関が少ないこともあり、第7-8波においては診療依頼が多かったと記憶している。 今後は、在宅医療におけるコロナ対応を地域の医療機関との連携の上で提供していけるような取り組みが重要であると考えている。
	②連携型BCP・地域BCPとして考えるようになった理由	前述したように、当院では新型コロナウイルス感染症流行期においてかかりつけ患者以外の在宅療養患者、高齢者施設等の入所者の感染事例に対応してきた。かかる『新型コロナウイルス感染症の流行下における災害状態』とも言うべき状況を経験するなかで、災害時における在宅医療の提供について、市内の関係機関との連携が重要であると考えに至った。当院もしくは当法人内における連携のみでは地域内の患者をカバーすることはできず不十分であると思われるが、自治体職員の参加が困難な現状において、まずは当法人内で地域の在宅医療を必要とする住民に対する連携型BCPを策定し、いずれ自治体職員の参加を促していくことを目指したいと考えている。
	③わが地域のBCP観点からの課題	・住民に対する在宅医療の一部、特に小児在宅医療の提供は市外の医療機関に偏っている 解決案:市内の在宅医療を受けている住民を市(および市に準じた事業者)により把握し、災害時の対応に必要な情報を事前に登録し、必要時は支援を行う医療機関が把握できる等の対応が望まれる ・訪問診療・往診を提供できる医療機関の不足 解決案:災害時において行政が設置する避難所および福祉避難所から在宅医療および介護ケアを必要とする住民を見出す方法の選定および地域内における共有、在宅医療を提供する医療機関の機能低下時に法人間連携により機能を補い合える体制の構築
	④その他特記事項	
取り組み内容と目標	中長期的プラン	1)今年度は法人内の連携型BCP策定、および地域BCPに関する自治体・関連団体への情報提供 2)来年度以降は、糸満市、地区医師会等を巻き込んだ地域BCP策定の会議体の設置
	今年度のプラン	1)在宅医療を提供する医療機関の連携型BCP策定 ・在宅医療を提供する医療機関が災害等で機能低下した場合、法人間連携により機能を相互補完する・代替するプランの策定および平時から望まれる連携および教育体制の整理 2)法人内の事業所間連携によるBCPの策定、地域BCPへの展開 ・災害時における事業所の機能低下時に、その機能を法人内連携により補う方策(職員が就業できない場合の職員再配置等)についてプランを整理する。 ・法人内連携に備えた平時の教育体制を構築する。 ・法人内で整備したBCPを、糸満市を巻き込んだ地域BCPへ展開していくため、行政職員への参加を求め、次年度以降の地域BCP策定につなげる